

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 市民病院  
令和4年度分 必要に応じて令和5年度分
- 3 監査の着眼点 令和5年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画  
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和5年5月31日～令和5年7月24日
- 6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して 4,524,714 円の減であり、令和5年3月末現在で 86,802,005 円である。

また、医業外収益等の過年度未収金は、令和5年3月末現在で 1,467,475 円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

##### (2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市病院事業企業会計規程第44条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。

しかしながら、会計年度任用企業職員パートタイムB1名の令和4年3月分の給料及び通勤手当について、3月11日に勤務していたが、4月15日に支払われていなかったため、5月20日に3月11日分が追加で支払われていた。

また、令和4年5月10日に納付した令和4年4月分の特別徴収住民税について、会計年度任用企業職員パートタイムA1名分の納付先を誤っていた。さらに、別の会計年度任用企業職員パートタイムA1名分を本来の税額(22,000円)より少ない税額(11,000円)で徴収し、納付されていた。

今後は、岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### (3) 適正な事務執行について

岐阜市情報公開条例第8条第1項は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定を行い、速やかに請求者に通知しなければならない旨規定している。

しかしながら、公文書公開請求者は、①令和3年8月20日（決定期限：令和3年9月3日）及び②令和3年10月27日（決定期限：令和3年11月11日）にそれぞれ公文書を公開するよう請求したが、①については、請求に対する諾否の決定が行われていなかった。②については、請求に対する諾否は決定していたが、決定の通知及び開示することを決定した文書の開示が行われていなかった。

今後は、岐阜市情報公開条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

### (4) 適正なたな卸資産の管理について

市民病院は、たな卸資産として、薬剤部は薬品を中央検査部は試薬をそれぞれ管理しており、毎年9月末及び3月末に実地たな卸を行い、その結果を管理者に報告している。

令和5年3月31日に実地たな卸を実施した結果、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に多数の過不足が発生していた。

今後は、過不足が発生した原因を究明し、再発防止に真摯に取り組み、たな卸資産を適正に管理されたい。